

鎌倉市総合計画

－鎌倉ビジョン 2034－

－鎌倉ミライ共創プラン 2030－

(案)

令和7年(2025年) 月

鎌倉市

—目次—

鎌倉市基本構想「鎌倉ビジョン 2034」

1 基本構想について	…	4
2 基本構想期間	…	4
3 基本構想の名称	…	4
4 基本理念	…	4
5 将来都市像	…	4
6 将来目標	…	5

鎌倉市基本計画「鎌倉ミライ共創プラン 2030」

1 基本計画について	…	6
2 基本計画期間	…	6
3 基本計画の名称	…	6
4 基礎条件		
(1) 今後の人口	…	7
(2) 今後の土地利用	…	7
5 まちづくりの基本方針	…	8
6 施策		
(1) 施策の体系	…	10
(2) 施策の推進		
ア 施策の連携	…	10
イ 施策と SDGs	…	10
(3) リーディングプロジェクト		
ア プロジェクトの目的	…	11
イ プロジェクトの取組	…	11
(4) 各施策		
ア 施策の前提		
0-1 平和	…	13
0-2 共生	…	13
イ 横断的施策		
1-1 防災	…	14
1-2 地球温暖化	…	15
ウ ひとの共創		
2-1 福祉	…	16
2-2 こども・若者	…	18
2-3 健康	…	20
2-4 教育	…	21
2-5 スポーツ・レクリエーション	…	22
エ 暮らしの共創		

3-1	都市交流	…	23
3-2	芸術文化	…	24
3-3	防犯	…	25
3-4	廃棄物	…	26
3-5	生活環境	…	27
3-6	生態系	…	28
3-7	就労	…	29
3-8	農業	…	30
3-9	水産業	…	31
3-10	商工業	…	32
3-11	観光	…	33
3-12	交通安全	…	34
3-13	移動交通	…	35
3-14	消防	…	36
3-15	歴史	…	37
オ まちの共創			
4-1	都市空間	…	38
4-2	道路	…	39
4-3	河川	…	40
4-4	緑地	…	41
4-5	風致景観	…	42
4-6	海浜	…	43
4-7	都市拠点	…	44
4-8	下水道	…	45
4-9	公園	…	46
4-10	住宅	…	47
カ 計画推進体制			
(ア)	市民自治	…	48
5-1	コミュニティ	…	48
5-2	協働	…	49
(イ)	市政基本運営	…	50
5-3	人事	…	50
5-4	広報	…	51
5-5	広聴	…	51
5-6	財務	…	52
5-7	行政経営	…	52
5-8	ファシリティマネジメント	…	53
5-9	ICT	…	54

鎌倉市基本構想「鎌倉ビジョン 2034」

1 基本構想について

「鎌倉市総合計画条例（平成 24 年 6 月条例第 1 号）」第 2 条第 2 号では、基本構想を「まちづくりの基本理念並びに将来都市像とその実現に向けた将来目標及びその方向性を示すものをいう。」と規定しています。

そこで、次のとおり、基本構想期間、基本構想の名称、基本理念、将来都市像及び将来目標を定めます。

2 基本構想期間

令和 8 年（2026 年）度から令和 16 年（2034 年）度までの 9 年間とします。

ただし、基本計画の計画期間満了時や見直し時にあわせて基本構想も点検又は見直しを行うこととし、その際に改めて基本構想期間を設定します。

3 基本構想の名称

令和 8 年（2026 年）度を初年度とする基本構想の名称を「**鎌倉ビジョン 2034**」とします。

4 基本理念

市民の想いのもとにつくりあげた「平和都市宣言（昭和 33 年（1958 年）8 月 10 日制定）」と「鎌倉市民憲章（昭和 48 年（1973 年）11 月 3 日制定）」は、鎌倉市のまちづくりにとって不変的な精神であることから、「鎌倉ビジョン 2034」の基本理念は、「平和都市宣言」及び「鎌倉市民憲章」の精神とします。

5 将来都市像

わたしたちのまち鎌倉は、長い歴史を持ち、世界に誇る貴重な歴史遺産・文化遺産と、明るく広がる海や緑豊かな丘陵の自然景観に恵まれています。これら先人が築いてきたかけがえない資産は、今後も守り育て、後世に引き継いでいかなければなりません。そして、これらの資産のもと、鎌倉に関わるすべての人が、生涯にわたって、お互いを思い、自分らしく、安心して、鎌倉に「住みたい・住み続けたい・訪れたい・関わりたい」と思うまちにしなければなりません。

この想いは、本市に綿々と引き継がれてきた想いであることから、「鎌倉ビジョン 2034」の将来都市像は、平成 8 年（1996 年）度を初年度とする第 3 次鎌倉市総合計画の将来都市像を引き継ぎ、「**古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち**」とします。

6 将来目標

将来都市像の実現にあたっては、過去・現在を踏まえつつ、未来に向け、持続可能なまちづくりが必要不可欠です。

そのためには、公助のみならず、自助・共助・互助の精神が育まれた地域社会が必要であることから、本市では、平成31年（2019年）4月に「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例（平成31年3月条例第32号）」を施行し、それぞれの多様性を認め、お互いを思い、誰もが自分らしく、安心して暮らすことのできる共生社会の構築を目指しています。

そこで、「**生涯にわたって、誰もが安心して、自分らしく暮らせるまち＝共生社会**」を軸に据えながら、現在の本市に対する市民の想いを踏まえた三つの将来目標を掲げます。

(1) 自然・歴史・文化を未来につなぐまち

先人が築いてきたかけがえのない資産を後世に引き継ぐことは、今を生きる私たちの責務です。

そして、これらの資産は、歴史遺産・文化遺産・海・自然景観だけで形成されているものではなく、先人から引き継がれた本市に対する想いの積み重ねでもあります。

これらの資産の中には、国際的な目標の達成に欠かせないものもあることを踏まえ、次代の本市、そして次代の世界に向け、自然・歴史・文化を洗練するとともに、こうした資産を効果的に活用しながら次の世代を育成し、その世代とともに、目に見える形だけではない資産を後世に引き継いでいるまちである「自然・歴史・文化を未来につなぐまち」を形成します。

(2) 多世代・多文化・多様な絆がいきるまち

持続可能なまちづくりに向けては、行政のみによる都市経営ではなく、まちづくりを自分事と捉える人や企業、団体等による都市経営が必要です。

そして、この実現に向けては、個々人がその実現を目指すのではなく、まちづくりを自分事と捉える方々が増え、多世代・多文化・多様な方々がつながることで形成されたコミュニティにより、その実現を目指すことが重要です。

そこで、住民がつながり、多世代がつながり、かつ、来訪者を含めた本市に関わる人・企業・団体等がつながり、共栄しているまちである「多世代・多文化・多様な絆がいきる（生きる・活きる）まち」を形成します。

(3) ひとの想いが尊重される豊かで安全なまち

安心できる安全なまちは、日々の生活にあたり最も重要です。

そして、この安全は、防災や防犯だけでなく、心と体の健康や賑わいから生まれる豊かさからも確保できます。

そこで、災害等から身を守る安全だけでなく、日々の生活において感じる不自由をできる限り取り除き、豊かな生活環境を構築することで確保できる安全が備わっているまちである「ひとの想いが尊重される豊かで安全なまち」を形成します。

鎌倉市基本計画「鎌倉ミライ共創プラン 2030」

1 基本計画について

「鎌倉市総合計画条例（平成 24 年 6 月条例第 1 号）」第 2 条第 3 号では、基本計画を「基本構想を実現するための政策又は施策の体系及びその方針を示すものをいう。」と規定しています。

そこで、次のとおり、基本計画期間、基本計画の名称、基礎条件、まちづくりの基本方針及び施策を定めます。

2 基本計画期間

令和 8 年（2026 年）度から令和 12 年（2030 年）度までの 5 年間とします。

ただし、計画期間内に見直しの必要性が生じた際には、計画期間満了を待たずに計画を見直すこととします。

3 基本計画の名称

令和 8 年（2026 年）度を初年度とする基本計画の名称を「**鎌倉ミライ共創プラン 2030**」とします。

4 基礎条件

(1) 人口

ア 今後の人口

日本全体の人口減少が加速化する中、この先、本市だけが、人口を維持・増加させることは非常に困難です。

他方、これまでの人口推移から導き出された自然増減及び社会増減の将来見通しから見込まれる本市の将来人口は、人口減の抑制につながったこれまでの施策の効果が続くと仮定すると、国全体の将来人口と比較し、その減少率は緩やかであると見込んでいます。

さらに、今後、深沢地域における新しいまちづくりが進むことで、人口の減少率がより緩やかになることが期待できます。

そこで、今後の人口を、自然増減及び社会増減の将来見通しに、今後の事業により見込まれる人口増を加算した人口とし、緩やかな人口減少に留まるものと想定します。

(2) 土地利用

ア 今後の土地利用

本市は、古都地域において、豊かな自然と古都としての佇まいが融合した良好な環境の土地利用を、また、都市的土地利用が進む地域においても、自然との調和に配慮した秩序ある土地利用を進めてきました。しかしながら、人口減少や人口構成の変化、産業構造の変化、さらには、生活様式の変化、価値観の多様化等により、近年、土地利用も変化しつつあります。こうした環境下においても快適な生活環境を確保できるよう、土地利用のあり方を示していくことが必要です。

そこで、今後の人口を踏まえ、今後の土地利用を、これまで通り、本市の良好な環境・自然との調和に配慮した秩序ある土地利用を保全することを基本とし、さらに、地域や市民を主体としたまちづくりを積極的に推進することで、快適な生活環境の維持・創出を図るものとします。

また、人口や経済（産業）とのバランスに配慮した適正な土地利用を誘導することも必要です。そこで、新たな時代を見据えた本市にふさわしい産業集積に取り組み、職住のバランスが取れる環境整備を進めます。

鎌倉・深沢・大船の三つの都市拠点については、それぞれの特性にふさわしいまちづくりを進め、今後の社会の変化を見据えたインフラや自然的要素（グリーンインフラ¹）を取り入れ、多様な機能を発揮させることで、市域全体の持続可能なまちづくりを牽引します。

さらに、災害リスクを踏まえた市民の生命・財産を守る土地利用や発災後の復旧・復興に対応できる土地利用とします。

¹ 社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組。

5 まちづくりの基本方針

基本構想の将来目標の実現に向けては、行政だけではなく、本市の定住人口、交流人口、そして、関係人口²（人・企業・団体等を含む。）が、それぞれ主体的にまちづくりに参画し、持てる力を発揮することが重要であり、そのための環境を整える必要があります。

本市では、「平和都市宣言（昭和 33 年（1958 年）8 月 10 日制定）」及び「鎌倉市民憲章（昭和 48 年（1973 年）11 月 3 日制定）」の制定、御谷騒動³を契機とした「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）」の制定、三大緑地（常盤山・広町・台峯）の保全をはじめ、数多くの市民活動による共創の歴史があり、こうした活動が現在の本市のまちづくりの礎となっています。

しかしながら、昨今の人口減少や人口構成の変化（老年人口割合の上昇・生産年齢人口割合の低下）による地域活力の低下、人口減少とバランスの取れていない土地利用や用途変更に起因する生活環境の変化による地域コミュニティの関係変化（希薄化）等は、本市がこれまで築いてきたまちづくりの礎にも大きな影響を与えています。さらに、人口減少や人口構成の変化は、財政運営をはじめとした都市経営全体に大きな課題を投げかけています。加えて、様々な社会事情に起因する市民の生活様式の変化や、国際的な課題である気候変動への対策（適応策・緩和策）等により、市民生活や市政を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした環境においても安心して自分らしく暮らすためには、それぞれに適した生活環境が維持・創出されることによる心理的安全が確保されている環境の中で、個々人だけの生きがいや幸せだけではなく、身の周りの人の生きがいや幸せも感じることができる社会が必要です。

そして、こうした社会を維持・創造していくためには、地域や個々人が抱える課題を、地域や周囲の人とともに解決できる環境づくりが重要であり、様々な課題をこれまで以上に自分事として捉え、その解決に取り組む過程を通じて、「人」や「地域」が成長するという好循環を築くことが重要です。

今こそ、本市のまちづくりの礎となった共創によるまちづくりの流れを再興させ、それぞれの市民が、自身の課題に関わる関係者との連携を深めながら、その課題を解決する「地域」を形成し、この「地域」に、様々な人が関わることで、これまでの地域による活動・活躍の枠を超え、「地域」がさらに発展する社会を構築する必要があります。

そして、こうして構築された社会が、今後継続・拡大する課題である地域コミュニティの活性化や地域防災力の強化、地域子育て支援、地域福祉の推進、長寿社会のまちづくり等を解決することで、これまで以上に人口減少が加速化し、行政だけによる課題解決が困難となる中でも、持続可能なまちを創造できます。

² 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々のこと。

³ 鎌倉市では、昭和 35 年(1960 年)頃より宅地造成ブームが始まり、鎌倉の歴史上、風致上とても重要な場所である鶴岡八幡宮の裏山・御谷もその対象となったことから、この開発を懸念した一般市民、学者、僧侶等が中心となり反対運動を展開し、最終的に昭和 39 年(1964 年)に設立された公益財団法人鎌倉風致保存会による残地買収をもってこの騒動（反対運動）は終結した。

そこで、様々な人が、お互いを認め合いながら「地域」に関わり、課題解決に取り組むことができる社会の実現＝「**個々の力・地域の力を発揮する共創社会の実現**」をまちづくりの基本方針とし、それぞれの持てる力が発揮できる「地域」を行政として整えていきます。

6 施策

基本構想の実現に向け、「個々の力・地域の力を発揮する共創社会の実現」という基本方針のもと、市として取り組むべき施策を整理します。

(1) 施策の体系

施策については、「施策の前提」「横断的施策」「ひとの共創」「暮らしの共創」「まちの共創」及び「計画推進体系」の六つの柱に分け、それぞれの柱ごとに各施策を位置付けます。

(2) 施策の推進

施策の推進にあたっては、次の点を考慮しながら、施策の対象となる方々の目線に立ち、当事者であることを意識した具体的な施策展開を図ります。

ア 施策の連携

昨今の社会情勢下では、当初想定していなかった事態が発生した場合においても臨機応変な対応が求められることから、これまで以上にそれぞれの施策を相互に連携・補完しながら、施策目標の実現を目指します。

イ 施策と SDGs

SDGs とは、平成 27 年（2015 年）に国連サミットで採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のことで、令和 12 年（2030 年）を期限とする、先進国を含む国際社会全体の 17 の開発目標とこれを実現するための 169 のターゲットのことです。

本市は平成 30 年（2018 年）6 月に SDGs 未来都市に選定されましたが、これは、まちづくりの目標達成に向け、社会・経済・環境の 3 側面をつなぐ統合的な取組が必要であることから、様々なステークホルダーを巻き込むにあたり、「SDGs」を共通言語として、さらなる取組を推進しようとするものです。

この考えは、「個々の力・地域の力を発揮する共創社会の実現」にも通ずるものであることから、「鎌倉ミライ共創プラン 2030」においても、施策と SDGs の関係を明らかにすることで、SDGs の達成を目指すとともに、SDGs の視点から施策の構成内容の点検・立案を行います。

(3) リーディングプロジェクト

基本計画全体をリードし、計画期間中、先導的・戦略的に取り組む「リーディングプロジェクト（以下「プロジェクト」という。）」を位置付けます。

ア プロジェクトの目的

こどもたちは、地域に欠かせない存在であり、未来のまちづくりの主役です。

こどもたち自身が成長し、幸福になることは、まち全体の活力を生み出し、まち全体の持続的な発展にも寄与し、ひいては、大人も自分らしく豊かに生きることができる社会につながります。

鎌倉のこどもたちが成長し、幸福になり、鎌倉の持続的な発展につながっていくよう、「こどもまんなか社会」の実現を目指している本市として、こどもたちが鎌倉への想い・地域への想いを育み、深め、そして、未来のまちづくりの主役として、自分らしく、かつ、自発的にまちづくりに関わりたいと思う、こうした想いを大事にしなければなりません。

そこで、本市に対するこどもたちの想いを踏まえながら、まちづくりの基本方針である「個々の力・地域の力を発揮する共創社会の実現」に向けた先導的・戦略的取組として、こどもを軸とした必要な事業に取り組むことで、鎌倉で育つこどもたちが喜びや誇りを持つことができる環境を整備するプロジェクト＝「**こどもたちと紡ぐミライの鎌倉プロジェクト**」に取り組むことで、まち全体の活力を生み出し、まち全体の持続的な発展につなげます。

イ プロジェクトの取組

こどもたちに関する取組は、2-2「こども・若者」や2-4「教育」等で整理していますが、特に、鎌倉で育つこどもたちが、鎌倉で生まれ、育ち、生活することに喜びや誇りを持つためには、こどもたちが安心感や高揚感を抱けることが大切です。そして、ここから高まる自己肯定感や達成感が、全体的な幸福感にもつながります。

安心感には、こどもたちやその周囲の人たち、そして、双方の人間関係・コミュニケーションがより深まり、豊かになることが重要であり、これに向け、こどもたちの多様性が尊重され、安心できている環境が必要です。また、高揚感には、好奇心旺盛なこどもたちが奮い立ち、新たな挑戦に対して積極的になれることが重要であり、これに向け、こどもたちが自身の未来に対してワクワクし、期待に胸を膨らませることができている環境が必要です。

そこで、次のとおり、プロジェクトの取組について示します。

① こどもたちの多様性が尊重されている環境を整えます

こどもが安心して鎌倉で生まれ、育ち、また、子育て当事者が安心して鎌倉でこどもを生み、育てることができるよう、こどもや子育て当事者に対する支援を充実させることで、こどもたちに対する切れ目のない支援を行います。

こどもたちが自分らしさを発揮しながら生活できるよう、多様な遊び・体験・学び・交流ができる地域を構築することで、一人ひとりのニーズにあった居場所を整備します。

② こどもたちが自身の未来に対してワクワクできている環境を整えます

一人ひとりのニーズにあった居場所の整備とともに、学習者中心の学びができるよう、探究できる学習カリキュラムの構築のほか、学校の指導運営体制や施設・設備を整備することで、こどもたちが未来にワクワクしながら学べる環境を整えます。

③ その他、「こども」という視点から各施策の取組を推進します

こどもたちが日々生活する中で触れ、関わる環境に関しても、各施策において、「こども」という視点を持ち合わせながら、その取組を推進します。

(4) 各施策

ア 施策の前提

0-1 平和

○ 目標とするまちの姿

「平和都市宣言」及び「鎌倉市民憲章」の精神が市民間で共有され、市民一人ひとりが平和の大切さの認識をさらに深め、誰もが平和な環境で暮らすことができる世界（社会）の構築に向け、行動し続けているまち

● 主な取組

① 平和意識を啓発していきます

多様な世代の平和に対する意識を醸成するため、市の平和について考える礎であり、市の施策の根幹となっている「平和都市宣言」及び「鎌倉市民憲章」について、幅広い市民等に理解を深めてもらい、身近な場で効果的に平和について考える啓発機会を提供します。

0-2 共生

○ 目標とするまちの姿

市・市民及び事業者が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に協力することで、市民がその個性や多様性を尊重され、自分らしくいることができ、お互いを支え合い、助け合うことで、安心して生活でき、社会の一員として、自らが望む形であらゆる分野における活動に参画する機会が確保されているまち

● 主な取組

① 誰もが自分らしく参画できる社会を構築します

社会のあらゆる分野の活動に、誰もが自分らしく参画できる社会の構築に向け、市民一人ひとりの人権が尊重され、互いを認め合う意識や他者を思いやる意識がさらに醸成されるよう、意識の啓発に取り組みます。

② 相互理解・交流・協力に向けた環境を整えます

性別や国籍・文化等が異なる人々が、互いを認め合い、積極的に交流し、柔軟に視点を変えながら協力し合うことで、自身を含めた身の回りの環境をより良くできる仕組みの構築や意識の啓発に取り組みます。

イ 横断的施策

1-1 防災

○ 目標とするまちの姿

自助・共助・公助の視点で、ハード・ソフトの両面から総合的な自然災害対策を講じた高い防災力があり、かつ、あらゆる危機事象を想定した体制・制度が、国・県・関係機関等との連携により整備され、市民の生命・財産が守られているまち

● 主な取組

① 市の防災体制を強化します

「鎌倉市地域防災計画」に基づく災害時体制の強化として、平時及び災害時における様々な方法での防災情報の提供のほか、災害リスクや避難方法等の周知及び様々な種類の標識設置により、適切な避難行動につなげます。また、多様な事情に配慮した避難所環境の整備や、津波災害に備えた津波避難対策に取り組みます。

② 地域の防災力を強化します

災害時に適切な判断や行動ができるよう、平常時からの防災意識を向上するため、市民向けの研修や講話を実施するとともに、自主防災組織の育成を支援します。

③ 市の危機管理体制を強化します

「鎌倉市国民保護計画」等を適切に運用します。

災害・危機事象発生時の優先業務を遂行するための体制を整備します。

④ 発災時の災害対応の拠点を整備します

大規模な地震をはじめとした様々な災害発生時に、市民の生命や財産を守る適切な対応を行うための拠点を整備します。

⑤ がけ・急傾斜地対策を行います

がけ崩れ及び土砂の流出等による災害の予防対策として、急傾斜地崩壊危険区域等での防災工事を促進します。

◎ 共創のパートナーと共創の取組

■市民	■地域	□市民活動団体	■関係者
□事業者	□滞在者	■他行政機関	□その他
市民とともに、「自らの身は、自ら守る」という自主防災の観点から、非常用備蓄や家具等の転倒防止対策の実施等の予防対策、災害時の家族の連絡体制や行動についてのルールづくり等の防災対策を行います。			
自主防災組織とともに、「皆のまちは、皆で守る」ため、平時から防災資機材の備蓄や点検、防災訓練への参加等、事前の準備、災害発生時には情報収集・伝達、初期消火活動、救出救助等を行います。			
公共機関等の防災関係者・他行政機関とともに、平時及び災害時における防災活動を行います。			

1-2 地球温暖化

○ 目標とするまちの姿

太陽光や豊かなみどり等の「資源」を余すことなく活用した省エネ・創エネ・蓄エネの取組により、脱炭素社会への移行が進むとともに、気候変動に適応し、地球温暖化の緩和に貢献しているまち

● 主な取組

① 脱炭素につながるライフスタイルへの転換を促進します

二酸化炭素の排出量や削減量の見える化、脱炭素の取組による経済効果等のメリットの明確化を行うとともに、脱炭素に関する周知啓発や、学校における環境教育を行います。

② 再生可能エネルギーの普及や省エネ機器等の導入支援を加速します

ZEB⁴・ZEH⁵に関する情報発信、ZEH への補助拡充や、再生可能エネルギー設備・省エネ機器・電気自動車等への補助を行います。

③ 気候変動への適応を進めます

市民や事業者等の温暖化に対する危機意識の醸成に向け、温暖化による影響や対策に関する情報を発信します。

◎ 共創のパートナーと共創の取組

☒ 市民	☒ 地域	☒ 市民活動団体	☒ 関係者
☒ 事業者	☒ 滞在者	☒ 他行政機関	☐ その他
多くの主体とともに、脱炭素に向けた自発的な取組を進めます。			

⁴ 快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。

⁵ 住宅の断熱性能の向上、設備の省エネ性能の向上及び再生可能エネルギーの活用等により、年間の空調（暖房・冷房）、給湯、換気及び照明設備に係る一次エネルギー消費量が正味ゼロとなる住宅のこと。

ウ ひとの共創

2-1 福祉

○ 目標とするまちの姿

市民一人ひとりが、自らが望む形で社会との関わりを持ち、住み慣れた地域で生涯にわたって安心して暮らしているまち

● 主な取組

① 包括的支援体制を整備します

高齢者・障害者・生活困窮者・ひきこもり状態の方やケアラー等が抱える課題に対し、属性を問わない相談支援・地域づくり等の一体的な支援を行う体制を整えます。

② 多様な福祉サービスを提供します

多様な福祉ニーズに対応できるよう、福祉に携わる人財を確保・育成するほか、ニーズに即した福祉サービスを提供します。

③ 多様な主体による地域での支え合いを構築し、支援します

サポーターの育成、居場所づくり、コミュニティワーク・プラットフォームの形成等を通じて、つながりの創出や地域での支え合いの構築・支援に取り組みます。

④ 多様な社会参加の機会創出と孤独・孤立の予防に取り組みます

孤独・孤立の未然防止につなげるため、就労を含む社会参加の機会を創出し、誰もが安心して社会参加できる選択肢を増やします。

⑤ 住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市民の権利を擁護します

高齢者や障害者等の権利を擁護するため、成年後見や虐待の未然防止に係る体制を整備するほか、権利擁護に向けた支援や周知・啓発活動を行います。

⑥ 災害時の支援体制を構築し、支え合いの地域づくりを進めます

社会的脆弱性を有する市民や世帯が災害時に困らないよう、事前防災に取り組み、地域による支援や支え合いが行われる環境を構築します。

◎ 共創のパートナーと共創の取組

■ 市民	■ 地域	■ 市民活動団体	■ 関係者
■ 事業者	□ 滞在者	□ 他行政機関	□ その他
市民・地域・市民活動団体・社会福祉協議会等の関係者とともに、地域生活課題の解決に取り組みます。 市民活動団体・社会福祉協議会等の関係者とともに、孤独・孤立の未然防止につながるまちづくりに取り組みます。 民生委員・児童委員や地域包括支援センター・障害者支援事業所とともに、高齢者や障害者等の生活相談や地域での見守り体制を整えます。 保護司⁶とともに、犯罪を犯した人の再犯を防止するため、更生保護の活動を行います。 地域・市民活動団体・自立相談支援機関等の関係者とともに、生活困窮者等への支援や支え合いを行う地域づくりを進めます。 事業者とともに、障害者の雇用の場の確保を進め、障害者等が自分らしく活躍できる環境を整備します。			

⁶ 犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、「保護司法（昭和25年法律第204号）」に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員だが、給与は支給されない。保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先等の居住環境の調整や相談を行っている。

2-2 こども・若者

○ 目標とするまちの姿

こども・若者一人ひとりが、自立した個人として、ひとしく豊かな人間性及び社会性を身につけて、健やかに成長することができ、ひとしくその権利が擁護され、それぞれが思う幸せな状態で生活しているまち

● 主な取組

① こども・若者の権利を保障し、安心して生活できる環境を整備します

こども・若者を権利の主体として尊重し、自由に意見を表すことができる機会を家庭・学校・地域等において確保します。

警察や地域等の関係機関との連携・協力の強化を図り、犯罪被害や事故・災害からこども・若者の安全を確保します。

② こども・若者・子育て当事者の状況に応じた必要な支援を切れ目なく行います

こども・若者が健やかに成長することができ、子育て当事者が子育てに伴う喜びや幸せを実感することができるよう、こどもの誕生前から、乳幼児期・学童期その後の成長過程に至るまで、ライフステージに応じた切れ目のない情報提供や相談支援を行い、かつ、ニーズに即した支援を行います。

③ 様々な困難な状況を抱えるこども・若者のニーズに応じた支援を行います

障害の有無にかかわらず、こどもの発達全般や身体状況・行動の特性に応じた早期からの相談の場を整え、適切な支援を行います。

虐待の未然防止やヤングケアラー⁷の早期発見・早期対応を行うため、地域の連携体制を整えます。

④ こども・若者一人ひとりが安心して過ごせる居場所や体験を行う機会を創出します

年齢や発達の程度に応じて、こども・若者が主体的に学び、育つことができるよう、体験や遊びを通じた学びや交流の機会の場づくりを進めます。

関係機関と連携して、悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制を整えます。

⁷ 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に過度に行っているこどものこと。

◎ 共創のパートナーと共創の取組

☒ 市民	☒ 地域	☐ 市民活動団体	☒ 関係者
☒ 事業者	☐ 滞在者	☐ 他行政機関	☐ その他

市民・地域とともに、こども・若者が安全で安心して生活できる地域の環境づくりに努めます。

保護者とともに、こども・若者の最善の利益を考え、より良い家庭環境づくりに努めます。

保育所・幼稚園等とともに、こどもたちの多様な育ちの環境に配慮しながら、健やかな成長を支援します。

事業者とともに、従業員が仕事と子育ての両立が可能となるように努め、また、こども・若者の健やかな成長を支えます。

2-3 健康

○ 目標とするまちの姿

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことで、健やかでこころ豊かに暮らしているまち

● 主な取組

① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小に取り組めます

自らの健康づくりに取り組むことができる環境を整備するほか、国保データベースシステム（KDB システム）等も活用し、市民の効果的な健康づくりや介護予防に取り組めます。

② 生活習慣の改善を支援します

生活習慣病の発症・重症化予防、発症後の改善に向けた支援とあわせて、若年層からの健康づくりに取り組めます。

③ 高齢者のフレイル予防に取り組めます

高齢者のフレイル予防や健康づくりに関する情報発信や、身近な地域で誰もが参加できる通いの場等の活動支援を行います。

④ 誰も自殺に追い込まれることのない地域を目指します

こころの健康づくりやいきるための支援、こども・若者のいきる力を育むため、自殺に関する正しい知識の普及啓発と情報提供を行います。

◎ 共創のパートナーと共創の取組

☒ 市民	☒ 地域	☐ 市民活動団体	☒ 関係者
☒ 事業者	☐ 滞在者	☐ 他行政機関	☐ その他
市民とともに、自らのこころとからだの健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組めます。 地域・医療機関等の関係者・事業者とともに、それぞれの役割を認識し、市民のこころとからだの健康の維持増進をサポートし、「健康づくり」に対する意識を醸成します。			

2-4 教育

○ 目標とするまちの姿

学習者中心の学びを通じて、“炭火”のごとく誰もが学びの火を灯し続け、生涯にわたり心豊かに生きているまち

● 主な取組

- ① ワクワクして未来を創る学びを生み出します
学習者のワクワクが引き出されるよう、まるで探検するかのような自らの興味に基づく主体的な学びを提供します。
- ② 地域の宝物を活かし、生涯かけて学ぶ機会をつくります
地域の宝物である鎌倉の豊富な自然・文化・社会資本を存分に生かし、生涯にわたって自らが学びの火を灯せる機会を提供します。
- ③ 多様性を尊重した学びを共創できる環境を整備します
それぞれが自分との違いを多様性として尊重することで、鎌倉に関わる多様な大人・こどもが共創できる環境を整備します。
- ④ 学習者中心の学びを支える環境を整備します
学びの火を灯すには、専門性に基づく巧妙な環境設計が必要なことから、ニーズを把握し、こどもから大人まで、学習者一人ひとりにあった学びの機会を提供できる環境を整備します。

◎ 共創のパートナーと共創の取組

☒ 市民	☒ 地域	☒ 市民活動団体	☒ 関係者
☒ 事業者	☐ 滞在者	☐ 他行政機関	☐ その他
市民・地域とともに、学校との連携・協働を推進し、地域とともにある学校教育を実現します。 市民・市民活動団体・事業者・大学等の関係者とともに、生涯にわたり、あらゆる機会にあらゆる場所において、学習者がいつでも自由に選択して学ぶことができるような環境整備を進めます。			

2-5 スポーツ・レクリエーション

○ 目標とするまちの姿

市民の誰もがスポーツやレクリエーションに親しみ、楽しみながら、健康的な生活を送っているまち

● 主な取組

① スポーツ活動を始め、親しむきっかけを提供します

誰もが、身近な場所でスポーツをする・みる・支えることができるよう、スポーツに携わる団体等との連携を強化して、きっかけづくりを進め、かつ、必要な施設整備を進めます。

② 様々なスポーツ機会を提供します

生涯にわたってスポーツ活動を継続できるよう、スポーツに携わる団体等と連携しながら、地域におけるスポーツイベント等の開催やスポーツ情報の発信、交流の場の創出といったスポーツ機会の提供を進めます。

◎ 共創のパートナーと共創の取組

☒ 市民	☒ 地域	☒ 市民活動団体	☒ 関係者
☐ 事業者	☐ 滞在者	☒ 他行政機関	☐ その他
市民とともに、積極的・能動的に運動する習慣を身につけます。 地域・市民活動団体・スポーツ協会等の関係者・他行政機関とともに、より多くの市民が広く様々なスポーツを楽しめる機会を提供するとともに、スポーツ活動を行う環境を整備します。			

エ 暮らしの共創

3-1 都市交流

○ 目標とするまちの姿

国籍・地域・民族の異なる人々の生活習慣や価値観を知り、認め合い、相互の違いへの理解を深めることで、国や地域の垣根を超えたパートナーとして、尊重し、協力し合う意識が育まれているまち

● 主な取組

① 市民の国際的な交流を促進します

外国籍市民や国際交流等活動団体との連携・協力関係をさらに深めるため、市民等の国際的な交流を促進します。

② 姉妹都市等との都市間交流を促進します

市民の自主的な国や地域を超えた都市間の歴史や文化理解を促すため、国内姉妹都市等と連携して、市を介さずに交流を行う団体による活動を支援します。

◎ 共創のパートナーと共創の取組

☒ 市民	☐ 地域	☒ 市民活動団体	☐ 関係者
☐ 事業者	☐ 滞在者	☒ 他行政機関	☐ その他
国際交流等の活動をしている市民活動団体から活動内容について情報提供を受けるとともに、市が主催するイベントへの積極的な市民の参加を呼びかけ、ともに交流する機会を提供します。 姉妹都市や友好都市等とともに、行政のみならず、民間交流の情報交換を行います。			

3-2 芸術文化

○ 目標とするまちの姿

市民等が日頃から多様な芸術文化に触れることができ、自主的に芸術文化の創造・発信を行うことで、心豊かに暮らしているまち

● 主な取組

① 市民が芸術文化に触れる機会を確保します

地域において市民が芸術文化に触れる機会を確保するため、芸術文化団体や他の分野で活動する団体・他自治体等と協働・連携して、芸術文化活動に取り組む場や、日頃見ることが難しい芸術文化プログラムの鑑賞機会を提供します。

◎ 共創のパートナーと共創の取組

☒ 市民	☐ 地域	☒ 市民活動団体	☒ 関係者
☐ 事業者	☐ 滞在者	☒ 他行政機関	☐ その他
地域にゆかりのある芸術文化活動に取り組んでいる団体に、市が主催するイベントへの積極的な市民の参加を呼びかけ、ともに地域の芸術文化を発信します。 他自治体と協力し、各地域相互での芸術文化発信の機会を創出します。 芸術文化団体等の関係者ととともに、地域における芸術文化活動の場を確保します。			

3-3 防犯

○ 目標とするまちの姿

市民の防犯意識を高める啓発や支援、地域・警察等と連携した犯罪の機会をあたえない見守り体制が強化されたことで、安全で安心して暮らしているまち

● 主な取組

① 市民の防犯意識を啓発します

市民一人ひとりの防犯意識の醸成に向け、防犯対策の普及・啓発活動や情報提供を行います。

② 自主防犯組織の活動を支援します

市民の「自らの安全は自らが守る」「地域の安全は地域で守る」という意識の醸成に向け、自主防犯活動への理解と参加を促進し、防犯力の高まりに寄与する活動に対する支援を行います。

③ 防犯力の高いまちづくり・仕組みづくりを進めます

犯罪に強いまちの創出に向け、犯罪が起きにくい防犯性の高い住宅づくり等に関する情報を提供し、防犯に配慮した公共施設を建設します。

④ 消費者被害の回復及び未然防止に努めます

消費生活センターの相談体制を整え、消費者被害の回復や消費者被害の未然防止に向けた情報発信を行います。

事業者等と連携した見守り活動を行います。

◎ 共創のパートナーと共創の取組

■市民	■地域	■市民活動団体	■関係者
■事業者	□滞在者	■他行政機関	□その他
市民・自治会町内会・市民活動団体とともに、犯罪抑止策を講じ、地域の防犯力向上に取り組めます。			
警察とともに、安全安心まちづくり推進協議会や防犯連絡会の中で犯罪発生状況等を情報共有し、積極的に情報を発信します。			
事業者・他行政機関・地域包括支援センター等の関係者とともに、消費生活の課題を抱える市民に対する見守り活動を行います。			

3-4 廃棄物

○ 目標とするまちの姿

市民・事業者・行政が、連携・協働して 3R⁸を推進することで、最終処分量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイスト⁹かまくら」が実現しているまち

● 主な取組

① ごみの削減に取り組みます

ごみ削減に向けた意識を醸成し、さらなるごみの削減につなげるため、3R を推進し、ごみ処理施策に関する情報提供を行います。

② 適正なごみ処理を行います

安定的なごみ処理体制として、広域連携によるごみ処理体制や民間事業者とのバックアップ体制を維持します。

ごみ処理における環境負荷・財政負担の低減に向け、近隣自治体や国・県の動向を踏まえながら、その手法を検討するとともに、世界の動きも注視します。

③ し尿・浄化槽汚泥を効率的に処理します

し尿・浄化槽汚泥の現在の収集処理方法について評価し、改善や効率化を実施します。

◎ 共創のパートナーと共創の取組

■市民	□地域	■市民活動団体	■関係者
■事業者	■滞在者	■他行政機関	□その他
市民・事業者・滞在者とともに、ごみの減量を自らの問題として捉え、それぞれの立場における役割を認識するとともに、対等の立場で循環型社会の形成という共通の目的に向けた取組を推進します。さらに、産官学民連携により、将来のごみの減量及び循環型まちづくりにつながる取組を、積極的に進めます。 国・県と廃棄物の処理に係る技術的進捗や災害対策をはじめとする社会情勢の動向等について情報交換を行い、効率的かつ安定的な広域での処理を前提としたごみ処理体制の構築につなげます。 逗子市・葉山町と連携してごみの減量・資源化を行い、既存施設における共同処理を推進します。その他の近隣自治体とは、民間事業者における処理も含め、災害時や緊急時を含めた継続的かつ安定的なごみ処理のバックアップ体制を整えます。			

⁸ リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の三つの R (アール) の総称。リデュースとは、物を大切に使い、ごみを減らすこと。リユースとは、使える物は、繰り返し使うこと。リサイクルとは、ごみを資源として再利用すること。

⁹ ごみ (WASTE) ゼロ (ZERO) を目指す取組やライフスタイルを指し、できるだけ使い捨て商品避け、なるべく資源を無駄にせず、リサイクルや再利用を推進すること。

3-5 生活環境

○ 目標とするまちの姿

人や事業者等の活動による公害の発生や生活環境の悪化が抑制され、誰もが快適で安心して暮らせる生活環境が整っているまち

● 主な取組

① 公害を防止します

大気・水・土壌等を良好な状態に保持し、人の健康や生活環境に対して被害が生じないように、事業活動等による公害を防止します。

② まちの美化を推進します

公衆トイレ・墓地の管理等や分煙環境を整備します。

ポイ捨てや落書き・ごみの不法投棄を防止します。

③ 犬・猫を適正に飼養し、野生鳥獣の保護及び管理を適正に行います

犬の散歩マナーの向上、猫の不妊去勢や屋内飼養の重要性が浸透し、適正に飼養される環境が整うよう、SNS 等を活用した啓発を行います。

傷病野生鳥獣の保護を適切に行い、自然に還します。

有害鳥獣の捕獲を行い、生活被害を減らします。

◎ 共創のパートナーと共創の取組

■市民	■地域	■市民活動団体	■関係者
■事業者	■滞在者	■他行政機関	□その他
市民・地域・市民活動団体・大学等の関係者・事業者・滞在者とともに、環境保全に対する理解の促進及び地域における清掃活動への参加等、環境保全に資する活動に取り組めます。 事業者とともに、法令順守のみならず、良好な環境の保全や創出に努めるとともに、従業員に対する意識向上の啓発に取り組めます。 市民・地域・市民活動団体・関係者・事業者・滞在者・他行政機関とともに、まちの美化に関するイベント等に取り組めます。特に、屋外で自ら生じさせたごみについては持ち帰り、まちの美化を推進します。 鎌倉保健福祉事務所との連携を密にし、動物愛護に対する普及啓発の機会を増やします。			

3-6 生態系

○ 目標とするまちの姿

市内に生息・生育する野生動植物及び鎌倉本来の生態系が保全される環境が整備され、自然環境と人の暮らしが調和しているまち

● 主な取組

① 有害外来動物等の対策を行います

生活に被害を及ぼす有害外来動物等の捕獲を行います。

野生動物への餌付けは、野生動物本来の生態に悪影響を及ぼすだけでなく、人の生活環境の悪化にもつながるため、餌付け現場での自粛を呼びかけるほか、ポスター等を通じて周知します。

② 水辺の環境づくりを進めます

河川・水路施設の維持管理において、必要な排水能力に影響がない範囲において、動植物の誘導に配慮しながら、河川の清掃や生態系の調査及び水質調査等を実施します。

希少な動植物を保護するため、公園内の水源部や谷戸の“ため池”を保全します。

漂着ごみの清掃や污水排水対策等により、海浜環境を良好に維持・保全します。

③ 自然とのふれあいの場を創出します

日常生活の中で自然とふれあう機会を充実させるため、公園緑地の整備やハイキングコースの紹介等、自然とふれあいながら健康を維持・増進できる場の創出を行います。

◎ 共創のパートナーと共創の取組

■市民	■地域	■市民活動団体	■関係者
■事業者	■滞在者	■他行政機関	□その他
自然に接するすべての関係者が自然にふれあう機会を持ちます。特に、市民活動団体と水辺の環境をつくるとともに、風致保存会等の関係者や国・県も加わりながら、緑地の確保と維持保全・管理に取り組みます。 市民・地域・事業者・滞在者とともに、特定外来生物の防除（捕獲への協力・餌付けの禁止）に取り組みます。			

3-7 就労

○ 目標とするまちの姿

就労支援や労働環境の整備により、安心して働くことができる環境の充実と経済的な安定が図られるとともに、職住近接により、ワーク・ライフ・バランスが整った豊かなライフスタイルを享受しているまち

● 主な取組

① 就労支援を行います

若年者・女性・高齢者・障害者等、それぞれの特性やライフステージに沿った様々な雇用の創出と就労支援を進めます。

② 労働環境を整備します

勤労者の労働相談や労働環境調査により、勤労者の実態を把握したうえで、福利厚生への支援等、勤労者が働きやすい環境を整備するよう、市内企業に働きかけを行います。

種々の働き方改革を進め、勤労者のライフスタイルに合う働き方につなげます。

③ 技能の伝承を支援します

市内技能職者の育成や後継者の確保に向け、技能職者の地位及び技術水準の向上に寄与する支援を行います。

◎ 共創のパートナーと共創の取組

☐ 市民	☐ 地域	☐ 市民活動団体	☒ 関係者
☒ 事業者	☐ 滞在者	☒ 他行政機関	☐ その他
ハローワークや他自治体とともに、合同就職説明会や街頭労働相談を実施します。 湘南勤労者福祉サービスセンターとともに、中小企業で働く勤労者の福利厚生を整えます。 働き方改革を進める観点から、事業者とともに、テレワークの推進等による働きやすい環境の整備に取り組みます。 技能職団体とともに、技能職者の地位向上と既存の労働環境を保護します。			

3-8 農業

○ 目標とするまちの姿

食の安全への意識が高まり、身近な畑で採れた生産者の顔が見える野菜に対する評価が高まり、都市農業の価値が見直される中で、着実に次代に引き継いで行ける持続可能な農業経営が行われているまち

● 主な取組

① 安定的でかつ持続的な農業経営基盤を整えます

農業への理解の醸成に向け、親子農業体験等を通じた地域貢献や、市内農産物の周知を行います。また、鎌倉ブランドである「鎌倉やさい」の周知を行い、地産地消を推進します。

農地の適正な利用の推進に向け、農業委員会等と連携しながら、市内にある遊休農地の解消に向けた取組を進めます。

② 農業の担い手や後継者を確保します

新規就農者の受入れ体制を整え、担い手を確保するため、関係機関と連携した新規就農希望者等への支援を行います。

③ 農産物のブランド化や6次産業化¹⁰を促進します

鎌倉ブランドである「鎌倉やさい」の周知のほか、新たなブランドを立ち上げるため、農業者の理解を得ながら手法を検討し、農産物のブランド力の強化と高付加価値化を推進します。

関係機関と連携し、可能な6次産業化を検討します。

④ 環境と共存する農業を推進します

都市農地が持つ緑地空間の機能を生かしつつ、農地を保全し、有効に活用します。

環境保全型農業の一つでもある有機農業について、関係機関と協力し、研修等を行いながら、実施に向けた検討を行います。

◎ 共創のパートナーと共創の取組

■ 市民	□ 地域	□ 市民活動団体	■ 関係者
■ 事業者	□ 滞在者	■ 他行政機関	□ その他
市民やJAさがみとともに、地産地消を推進します。 農業を振興するため、JAさがみや国・県とともに、新規就農者・担い手へ農地をあっせんし、農地の集積・集約化及び農業者への助言や支援を行います。 持続可能な農業経営を実現するため、農業者とともに、慣行農業 ¹¹ 以外の農業に対する知見を高め、環境と共存する農業を推進します。			

¹⁰ 一次産業としての農林漁業、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

¹¹ 地域で慣行的に行われている水準で節減対象農薬及び化学肥料を使用して行う農業。

3-9 水産業

○ 目標とするまちの姿

新鮮で安全な魚介類等が市民に安定的に供給される水産業本来の役割だけでなく、子どもたちの体験学習等、多面的な機能が発揮され、水産業が発展しているまち

● 主な取組

① 安定的かつ持続的な漁業経営基盤を整えます

鎌倉の漁業は少量で多様な水産物が獲れる反面、日々の漁獲によって品揃えが異なることを消費者に理解してもらいながら、地産地消を推進します。

全体的な漁獲量の拡大を目指し、漁業者が安心して活動できる漁港施設等の管理や、鎌倉地域の漁業の拠点となる漁業支援施設を整備し、漁業者の就労環境を改善します。

② 漁業の担い手や後継者を確保します

漁業就業の増加に向け、漁業就業に必要な環境を整備する等、包括的に支援します。

③ 水産物のブランド化や6次産業化を促進します

水産物に付加価値を付けて販売し、新たな販路開拓や経営基盤の安定化につなげます。

6次産業化支援策として、水産物加工施設や販売施設等の初期投資に必要な資金調達や、商品開発、加工・販売を支援します。

④ 環境と共存する水産業を推進します

沿岸漁業が継続的に発展できるよう、漁場機能の低下を防ぐため、魚介類や藻類が健全に生息する場の保全を図ります。

漁業資源の再生産に必要な不可欠な藻場の再生について、関係機関と協力し、研修等を行いながら、実施に向けた検討を行います。

◎ 共創のパートナーと共創の取組

☒ 市民	☐ 地域	☐ 市民活動団体	☒ 関係者
☒ 事業者	☐ 滞在者	☒ 他行政機関	☒ その他
市民や漁業組合とともに、地産地消を推進します。 水産業分野でも障害者の雇用創出につながる水福連携に取り組みます。 漁業者における操業中の海洋ごみの回収・処分等を行い、生態系や海洋環境を改善します。 漁業組合や国・県とともに、地域の特色にあった漁業支援施設を整備します。			

3-10 商工業

○ 目標とするまちの姿

創業、企業立地、中小企業等への経営支援、商店街の活性化及びものづくりの伝承により、商工業の振興が図られるとともに、働く場が確保されることで、職住近接が実現し、ワーク・ライフ・バランスが整った豊かなライフスタイルを享受しているまち

● 主な取組

① 創業及び企業立地を支援します

市内在住の起業家のすそ野を広げることを目指し、起業家や関係団体との連携のもと、市内での起業を支援します。

製造業・情報通信業・宿泊業及び自然科学研究所の立地を促進するほか、既存企業が市内で安定して操業できるよう、設備投資等の事業拡大を支援します。

② 中小企業等の経営を支援します

中小企業等の持続的な発展及び振興を図るため、安定的な事業経営、雇用の確保及び新規事業の展開に向けた支援を行います。

③ 商店街の活性化を支援します

商店街の持つ課題解決に向けた支援を継続することで、商店街が潤い、雇用が安定し、活性化につなげていく好循環をつくります。

④ ものづくりの伝承を支援します

市内唯一の伝統的工芸品である鎌倉彫の出荷額を上げるための取組を進めます。

◎ 共創のパートナーと共創の取組

☐ 市民	☐ 地域	☐ 市民活動団体	☒ 関係者
☒ 事業者	☐ 滞在者	☐ 他行政機関	☐ その他
市の創業支援に加え、鎌倉商工会議所等との連携により、市内での起業の実現を支援するとともに、神奈川県企業誘致促進協議会との連携により、企業誘致に取り組みます。 市内金融機関とともに、事業者への融資や事業所の開設、経営安定に向けた支援に取り組みます。 鎌倉商工会議所とともに、中小企業等の経営に資する鎌倉発商品について、その価値を高め、市民や観光客への周知・販売につなげます。 鎌倉市商店街連合会や各商店街団体とともに、商店街の基盤整備や賑わいの創出に取り組みます。 伝統鎌倉彫事業協同組合とともに、鎌倉彫の需要開拓・販路拡大・後継者育成等に取り組み、鎌倉彫産業を振興します。			

3-11 観光

○ 目標とするまちの姿

鎌倉の持つ様々な魅力や価値が世界に誇る貴重な財産であることを認識し、観光に関するあらゆる主体が連携・協力して、持続可能な観光の仕組みを構築し、誰もが「住んでよかった・訪れてよかった」と思える成熟した観光都市となっているまち

● 主な取組

- ① 市民生活と観光振興の調和を図り、観光がもたらす豊かさの実感につなげます
市民が観光振興の経済的・社会的恩恵を共有できるよう、ソフト・ハード両面からの対策を進めます。また、観光がもたらす豊かさを実感できるよう、観光に係る受益者負担の仕組みを導入します。
責任ある観光（レスポンシブルツーリズム）¹²による観光体制を構築します。
- ② 誰もが快適に過ごせる受入れ環境を整備します
誰もが快適に過ごすことができるよう、観光施設や観光案内板等の整備を進めます。
観光客が適切な行動をとれるよう、災害時の情報提供を行います。
観光課題への対策として、分散型観光や宿泊型観光を推進します。
- ③ 人財育成・連携体制づくりを進めます
歴史的・文化的資源を活かした持続可能な観光を次代につなげるため、観光に携わる人財の育成や地域が一体となった連携体制づくりを行います。
- ④ 多様な資源を活用した観光コンテンツの整備を進めます
市民が観光資源の価値を再認識し、誇りに感じ、観光客が来鎌による満足度を向上できるよう、既存の観光資源を保全し、整備し、磨き上げ、また、新たな観光資源を開発し、活用することで、鎌倉の魅力や価値をさらに発信します。

◎ 共創のパートナーと共創の取組

■市民	■地域	■市民活動団体	■関係者
■事業者	■滞在者	■他行政機関	■その他
市民・地域・鎌倉藤沢観光協議会等の関係者・事業者・他行政機関とともに、観光客を受け入れ続けられる体制と環境の整備を進めます。 市民活動団体・鎌倉市観光協会等の関係者・事業者とともに、観光サービスを提供します。 観光客・マスメディア団体とともに、責任のある観光の実現に向け、必要で適切な情報の共有と発信に取り組みます。			

¹² 旅行先の地域コミュニティや環境に与える影響に責任を持ち、旅行先に配慮する考え方。

3-12 交通安全

○ 目標とするまちの姿

交通安全に対する意識の高まりと安全な交通環境の整備により、安全で快適に移動しているまち

● 主な取組

① 交通安全意識を向上させます

幼児・児童・生徒を中心とした各種交通安全教育の実施等を通じて、交通ルールやマナーを周知し、啓発につなげます。

道路管理者・交通管理者・学校関係者と連携し、通学路を中心とした交通安全対策を進めます。

② 良好な自転車利用環境を確保します

良好な自転車利用環境を確保するため、適切な自転車利用の啓発、放置自転車への適切な対処及び市内の自転車等駐車場の需要の把握による施設の管理を行います。

◎ 共創のパートナーと共創の取組

■市民	□地域	□市民活動団体	■関係者
□事業者	■滞在者	■他行政機関	■その他
道路管理者・交通管理者・交通安全協会等とともに、安全な交通環境を整えます。 市民や観光客が、ともに安全で快適な交通環境を創出・維持するため、適切な交通ルールや自転車利用を学びます。			

3-13 移動交通

○ 目標とするまちの姿

市民に必要な移動環境の構築と自動車利用の抑制により、快適な交通環境が実現しているまち

● 主な取組

① 地域公共交通の利便性を確保します

地域公共交通の活性化を図るため、交通事業者等と連携して、地域公共交通の維持に取り組みます。

交通環境を向上させるため、交通が不便な地域における移動手段の確保やユニバーサルなモビリティの導入を進めます。

② 道路交通体系を整備します

本市を取り巻く広域的な交通環境の変化を加味したまちの賑わいを支える交通体系の整備に取り組みます。

「鎌倉市交通マスタープラン」及び地域公共交通の活性化に資する計画に基づき、道路管理者等と連携し、道路環境の整備や環境にも配慮しながら、交通需要管理に応じた取組を進めます。

歩行者空間の確保や歩行者ネットワークの整備等、市民が歩きやすい環境整備を推進します。

◎ 共創のパートナーと共創の取組

■市民	■地域	☐ 市民活動団体	☐ 関係者
■事業者	☐ 滞在者	■他行政機関	☐ その他
公共交通の利用主体である地域住民や既存のサービスを提供している交通事業者とともに、地域公共交通の利便性の確保に取り組みます。 道路管理者や交通管理者とともに、さらなる道路交通体系の整備に取り組みます。			

3-14 消防

○ 目標とするまちの姿

多様な災害リスクに備えた消防施設の機能が整備され、市民の防火・防災意識がさらに高まった、災害に強く、誰もが安心して暮らすまち

● 主な取組

① 消防施設の適正配置を進めます

消防救急活動の効率化・迅速化を目指し、消防施設の新設・改修・統廃合等、消防団器具置場も含めた消防施設の適正配置を進めます。

エネルギーの効率化の高い施設の導入を検討する等、環境に配慮した消防活動に取り組めます。

② 民間協力による救急体制を強化します

情報管理体制の高度化・デジタル化による医療機関との傷病者情報の一元管理を進めます。

救急体制の民間協力の強化に向け、救急技術や知識の普及啓発、企業や学校への応急手当普及員の配置等に取り組めます。

③ 防火に関するわかりやすい情報を発信します

市民等の防火意識の向上のため、市ホームページや SNS 等を利用して、わかりやすく情報を発信します。

高齢者がお住いの住宅等を対象にした家庭内事故防止指導等を展開します。

◎ 共創のパートナーと共創の取組

■市民	□地域	□市民活動団体	■関係者
■事業者	□滞在者	□他行政機関	■その他
市民・医療機関・企業や学校とともに、傷病者対応における協力体制を強化します。			

3-15 歴史

○ 目標とするまちの姿

鎌倉特有の歴史遺産・文化遺産の保存、調査研究・公開活用により、市民や来訪者がこれらの価値や魅力を理解し、親しんでいるまち

● 主な取組

- ① 文化財保護に向けた調査研究・保存修理及び環境整備を行います
文化財の価値を明らかにするため、これらの状態把握調査や研究を進めます。
文化財の指定や登録、修理や整備等を行い、適切に保護します。
文化財の適切な保存・活用を進めるため、専門的な人財を育成し、展示・収蔵環境を確保します。
- ② 史跡保護に必要な環境整備を行います
市民や来訪者が史跡の歴史的・文化的価値を理解し、親しめるよう、史跡の保護のための公有地化や適切な維持管理及び整備を行います。
- ③ 鎌倉特有の歴史遺産・文化遺産を守り伝えていきます
市民や来訪者が世界に誇る鎌倉特有の歴史遺産・文化遺産に親しみを感じ、その価値や魅力、保護の必要性について理解を深め、後世に守り伝えていけるよう、世界遺産登録も視野に入れ、文化財の公開活用や日本遺産事業を進めます。
- ④ 「歴史的風致維持向上計画」を推進します
本市の歴史的な遺産や資源・伝統を反映した人々の営みや生活を活かしたまちづくりを進めます。
- ⑤ 鎌倉市にふさわしい博物館の仕組みを構築します
鎌倉国宝館及び鎌倉歴史文化交流館を核として、市内に所在する豊富な文化財や歴史遺産をつなぎ、鎌倉のまち全体を博物館とする（仮称）鎌倉ミュージアムを構築し、教育・観光等の面からも、文化財や歴史遺産の積極的な公開及び情報発信を行います。

◎ 共創のパートナーと共創の取組

■市民	■地域	■市民活動団体	■関係者
■事業者	■滞在者	■他行政機関	■その他
国・県や文化財所有者・事業者等とともに、それぞれの役割に応じた歴史遺産・文化遺産の整備・管理を行います。 文化財所有者による歴史遺産・文化遺産の日常的な維持管理だけでなく、市民・市民活動団体による清掃等の維持管理を行います。 文化財所有者による歴史遺産・文化遺産の公開活用だけでなく、市民・市民活動団体・地域・滞在者・事業者等と一緒にした価値・魅力の情報発信、これにつながる学校等と連携した地域の宝の掘り起こしを行います。			

オ まちの共創

4-1 都市空間

○ 目標とするまちの姿

地域の個性を生かした、住みやすく活力あるまちづくりが進められているまち

● 主な取組

① 地域特性に応じた土地利用を誘導します

都市計画の目標を示した「鎌倉市都市マスタープラン」と「鎌倉市立地適正化計画」に基づく将来都市構造の実現に向けた取組を推進します。

② 開発事業者との意思疎通を確保します

大規模開発を契機とする事業者からの相談対応等において、開発事業者へ市の土地利用方針を伝える環境を整備し、適切な土地利用への誘導を図ります。

③ 市民がまちづくりに参画できる環境を整備します

市民活動の支援制度を整備し、地域レベルのまちづくり計画の策定等、市民がまちづくりに参画できる環境を整えます。

◎ 共創のパートナーと共創の取組

☒ 市民	☒ 地域	☐ 市民活動団体	☐ 関係者
☒ 事業者	☐ 滞在者	☐ 他行政機関	☐ その他
まちづくりの主体として、市民・市民主体の地域コミュニティとともに、まちづくり計画を策定します。 企業・事業者に市の施策を共有し、積極的に実施する事業に反映してもらうよう、情報を共有します。			

4-2 道路

○ 目標とするまちの姿

道路施設が人や地域をつなぐまちの骨格をつくり、人の移動やモノの輸送を支えることで、豊かな暮らしや安全・安心な環境を創出しているまち

● 主な取組

① 誰もが安心して通行できる道路を確保します

市民や観光客が安全・快適に移動でき、輸送が円滑になり、経済活動が活発になるよう、優先順位を検討しつつ、道路施設の維持管理を行います。

国・県と連絡調整を行い、都市計画道路を含む国道・県道の整備に協力します。

② 災害時においても道路機能を維持します

災害時にも市民等の安全が確保されるよう、道路機能を維持する体制を整え、道路施設の強靱化を推進します。

③ 歩行空間の確保及びバリアフリー化に取り組めます

歩道の拡幅や段差の解消等、道路のバリアフリー化を進めます。

「鎌倉市無電柱化推進計画」に基づき、災害時も視野に入れ、近隣住民の理解を得ながら無電柱化の事業化を目指します。

◎ 共創のパートナーと共創の取組

☒ 市民	☐ 地域	☐ 市民活動団体	☐ 関係者
☒ 事業者	☐ 滞在者	☒ 他行政機関	☐ その他
市民とともに、道路の劣化・不具合の発見に努めます。また、道路に対する理解を深めます。 電気通信事業者とともに、無電柱化を推進します。また、無電柱化事業において積極的に協働します。 国・県とともに、事業の積極的な広報を行い、「かながわのみちづくり計画」を着実に推進します。			

4-3 河川

○ 目標とするまちの姿

浸水被害が軽減し、河川環境が保たれているまち

● 主な取組

① 河川の維持管理及び整備を行います

河川維持管理業務（浚渫¹³及び除草・枝払い）を継続的に行います。

局所的な豪雨等による浸水被害を軽減させます。

豪雨時に避難が遅れ、甚大な人的被害が発生しないよう、河川の状況が把握できる情報を提供します。

◎ 共創のパートナーと共創の取組

☒ 市民	☐ 地域	☐ 市民活動団体	☐ 関係者
☐ 事業者	☐ 滞在者	☐ 他行政機関	☐ その他
市民の高まる防災意識に応えることで、自助・公助の役割を明確にし、人的被害を防ぎます。			

¹³ 海底や湖底、河底の土砂を取り除く工事。

4-4 緑地

○ 目標とするまちの姿

市の主体的な維持管理に加えて、市民の自主的な活動等を通じて、緑地が良好に維持され、また、市街地の緑化が進められることで、緑の機能が十分に発揮され、快適かつ災害に強い都市環境が保全されているまち

● 主な取組

① 広域的な緑地保全を推進します

国・県・市が協力しながら、広域的な緑地である特別緑地保全地区の指定を行うとともに、「都市緑地法（昭和48年法律第72号）」に基づき、緑地を買い入れます。

② 市街地における緑化活動や緑の保全活動を推進します

市民との連携による市街地の緑の環境づくりを推進するため、緑化啓発を進め、かつ、緑地の保全や維持管理を進めます。

③ 良好な緑地環境を維持し、市が保有する緑の質を向上します

災害を未然に防ぐため、市有緑地内における樹木の枝払いや伐採、斜面地対策工事等を実施します。

落石防護柵等の管理施設を修繕し、また、更新します。

◎ 共創のパートナーと共創の取組

■市民	□地域	■市民活動団体	■関係者
□事業者	□滞在者	■他行政機関	□その他
市民・市民活動団体・土地所有者とともに、緑化の推進、緑の質の向上に取り組み、ボランティアの協力を得ながら市有緑地の維持管理を行います。 公益財団法人鎌倉風致保存会・公益財団法人鎌倉市公園協会とともに、幅広い市民が参加できる緑に関する講座やイベント等、学習機会を提供します。 国・県とともに、広域的に緑地を保全します。			

4-5 風致景観

○ 目標とするまちの姿

地域環境や周辺のまち並みを踏まえて形成された魅力的な都市景観の豊かさを視覚的に認識でき、国指定史跡や歴史的風土保存区域内の枢要な地域の歴史的遺産と自然的環境が恒久的に保存されているまち

● 主な取組

① 良好な都市景観を形成します

一定規模以上の建築物等における景観配慮協議や、景観地区内における建築物の認定を行うとともに、市民等の目に触れる屋外広告物等の適正な誘導により、まち並みと調和した景観を形成します。

② 地域固有の景観資源を保存・活用します

地域の景観資源であり、ランドマークとなる歴史的にも市民に愛される建築物を、景観重要建築物等に指定します。

③ 良好な風致を維持し、歴史的風土を保存します

「鎌倉市風致地区条例（平成 25 年 12 月条例第 22 号）」の運用により、ゆとりと潤いのあるまち並みを形成します。

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」の歴史的風土特別保存地区内の行為について制限をかけ、許可を行うこと等により、山稜部の風致を維持します。そして、より一層の維持・保存に向け、指定区域を拡大します。

◎ 共創のパートナーと共創の取組

■市民	□地域	■市民活動団体	■関係者
■事業者	□滞在者	□他行政機関	□その他
事業者の各種法令に基づく手続・基準の順守により、景観等を保全します。 市民等で構成される景観形成協議会が主体となり、地域の景観づくりを推進します。 「景観法（平成 16 年法律第 110 号）」に基づく団体である景観整備機構による景観づくりの技術的な支援を行います。			

4-6 海浜

○ 目標とするまちの姿

保全された海浜環境において、安全への対策・配慮が徹底されながら、市民のスポーツ・レジャー等が振興し、文化・学習・地域活性化の機会が創出されているまち

● 主な取組

① 海浜の環境を良好に維持・保全します

きれいな海岸を維持するため、県と連携した漂着ごみの清掃・汚水排水に関する整備を行います。

② 多くの市民等が親しみを持ちながら海浜を利活用できる環境を整えます

誰もが安全に楽しめる海浜環境であり続けるよう、海浜の防犯に努めます。

海に関する学びを通じて、自然・歴史・文化を理解し、海浜についての関心を高めます。

地域の活性化につながるよう、海岸でのイベント等を通じて、交流や経済活動の機会や場等を増やします。

◎ 共創のパートナーと共創の取組

■市民	■地域	■市民活動団体	■関係者
■事業者	■滞在者	■他行政機関	□その他
市民・地域・市民活動団体・かながわ海岸美化財団等の関係者・事業者・滞在者・他行政機関とともに、クリーンアップやアダプトプログラム ¹⁴ 等の清掃活動への積極的な参加や実施、ごみを出さない生活、事業活動を行います。			

¹⁴ 一定区間の公共の場所において市民団体や企業が美化活動（清掃）を行い、行政がこれを支援する制度。

4-7 都市拠点

○ 目標とするまちの姿

鎌倉駅周辺・深沢地域・大船駅周辺が、それぞれ特徴のある拠点として整備されることを主軸として、まちづくりが進められることで、鎌倉の新しい価値と魅力が創造されているまち

● 主な取組

① 鎌倉駅周辺地域の快適な歩行空間等を創出します

市民と来訪者等が共存できる空間の確保に向け、古都中心市街地である鎌倉駅周辺のまちづくりの方針に基づき、適切な開発の誘導や整備に取り組みます。

市庁舎現在地の利活用について、市民理解を深めながら進めます。

② 深沢地域の土地区画整理事業を進めます

深沢地域の土地区画整理事業や（仮称）村岡新駅の設置について、近隣自治体・関係機関と協力・連携して進めます。あわせて、事業区域周辺の道路整備計画に基づき、周辺交通環境を整備します。

市役所新庁舎の移転整備について、市民理解を深めながら進めます。

③ 産官学民の連携による大船駅周辺のビジョンを形成します

大船駅東口再開発事業に関する取組に関し、市民等と意見交換を行うとともに、社会状況の変化を踏まえ、大船駅東口駅前の整備のあり方を検討します。

大船駅周辺については、地域住民や沿道企業・大学等による産官学民連携を行いながら、まちづくりを進めます。

◎ 共創のパートナーと共創の取組

■市民	■地域	□市民活動団体	■関係者
■事業者	□滞在者	■他行政機関	□その他
新しいまちづくり・駅周辺整備について、市民や地域とともに作り上げていきます。市役所新庁舎整備や市庁舎現在地利活用についても、市民とともに作り上げていきます			
それぞれの地域に関わる企業・事業者・独立行政法人等の関係者・近隣自治体とともに、まちづくりについての連携を深めていきます。			

4-8 下水道

○ 目標とするまちの姿

安定した下水処理に向けた取組を通じて、良好な生活環境が確保され、海や川等の公共用水域の水質が良好に保たれているまち

● 主な取組

① 適切な維持管理により、下水道サービスを持続的に提供します

予防保全型管理の早期導入・投資額平準化のために策定した「鎌倉市下水道ストックマネジメント¹⁵計画」に基づき、下水道の維持管理・補修更新に取り組みます。

下水道の機能やサービスを継続的に提供するため、PPP¹⁶／PFI¹⁷・DX¹⁸の推進、投資・財政計画を策定・管理し、事業基盤を構築します。

② 住民の生命・財産や経済活動を守るための災害対策に取り組みます

住民の生命・財産や経済活動を守るため、大規模地震や津波・豪雨に強い下水道施設を整備し、これらの維持管理に取り組みます。

雨水管理総合計画に基づき、浸水被害の最小化を図るため、雨水幹線や雨水貯留浸透施設等のハード対策に加え、出水浸水想定区域図の公表等といったソフト対策を組み合わせた総合的な浸水対策を推進します。

◎ 共創のパートナーと共創の取組

■市民	□地域	□市民活動団体	□関係者
■事業者	■滞在者	□他行政機関	□その他
民間企業のノウハウや創意工夫を活用した官民連携（PPP／PFI 手法）を進めます。 市民・滞在者・事業者による下水道の適正使用（油を流さない等）への理解・協力を進めます。			

¹⁵ 公共施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するため、施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら計画的かつ効率的に管理すること。

¹⁶ 公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指す手法。

¹⁷ 公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法。

¹⁸ データとデジタル技術を活用して、組織や仕組み等を抜本的に変革するとともに、ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変革させること。インフラ分野においてもデータとデジタル技術を活用して、市民の安全・安心でより豊かな生活を実現すること。

4-9 公園

○ 目標とするまちの姿

都市公園が市民等の憩いの場所として親しまれ、地域コミュニティの創出や防災、環境負荷の軽減等につながることで、安全で安心できる都市環境が形成されているまち

● 主な取組

- ① 都市環境の保全・創造に資する魅力的な都市公園を整備します
都市公園予定地の未取得地について用地取得に努めます。用地取得した都市公園予定地について、利用者の多様なニーズや特性に対応した整備を行います。
- ② 老朽化した公園施設を効果的・効率的に更新します
安全性を確保しつつ、ライフサイクルコスト¹⁹を縮減しながら、老朽化した公園施設を効率的に更新します。
- ③ 地域の多様なニーズに対応する公園施設に改善します
市民の身近な交流活動の場となるよう、市民からの要望や地域のニーズに対応しながら、公園施設を更新し、改善します。

◎ 共創のパートナーと共創の取組

☒ 市民	☒ 地域	☒ 市民活動団体	☐ 関係者
☐ 事業者	☐ 滞在者	☐ 他行政機関	☐ その他
市民・地域・市民活動団体によるボランティアとともに、都市公園の維持管理を進めます。			

¹⁹ 公園施設の使用見込み期間中に生ずる費用のうち、「毎年の維持保全費」、予防保全型管理において施設の寿命を伸ばすことを目的に実施する「定期的に実施する健全度調査費用」、「補修に関する費用」、「撤去・更新に関する費用」の4項目の合計を指すもの。

4-10 住宅

○ 目標とするまちの姿

住宅の確保に配慮が必要な世帯を含むすべての住民が、適切に管理された住宅で、それぞれのライフスタイルにあわせながら、安心して生活しているまち

● 主な取組

① 住宅確保要配慮者の住宅を確保します

住宅確保要配慮者等が、継続的に安心して住み続けられる市営住宅の整備及び管理を行います。

住宅確保要配慮者の住宅確保における相談体制を整えます。

貸主側の住宅確保要配慮者への貸し出しを促進するため、貸主向けの支援制度が認知・理解される機会を創出します。

② 空き家所有者等に対する支援を行います

空き家を適切に管理していない所有者等に対して、適切な管理を促す指導を行います。

空き家所有者等が抱える相続や管理方法等の様々な問題の相談を受ける体制を整えます。

◎ 共創のパートナーと共創の取組

☐ 市民	☐ 地域	☒ 市民活動団体	☒ 関係者
☒ 事業者	☐ 滞在者	☐ 他行政機関	☐ その他
居住支援協議会の会員とともに、積極的に会員内での情報共有等行い、住宅確保要配慮者の住宅確保の支援を行います。			

カ 計画推進体制

(ア) 市民自治

本市は昭和 48 年（1973 年）に、市民の参加と連携でつくる市民自治を目指して「鎌倉市民憲章」を制定し、まちづくりの基本となる方向を定めました。また、平成 31 年（2019 年）には、市民活動のさらなる推進を図るため、「つながる鎌倉条例（平成 31 年 1 月条例第 26 号）」を施行し、市民活動や協働のより一層の推進を目指しています。

これまでも、地域のことは自らの力で解決しようとする市民力・地域力を生かした取組が活発に行われてきましたが、基本計画を推進するため、今後もこうした取組を継続させていきます。

特に、核家族化や少子高齢化の進行、ライフスタイルの変化や多様化等による地域コミュニティの関係変化（希薄化）への対策や、先駆性・専門性・柔軟性を持つ市民活動団体等と市による協働事業の推進に向け、目標や現状と課題を踏まえた取組等を明らかにします。

5-1 コミュニティ

○ 目標とするまちの姿

地域に誇りと愛着を持った多様な主体が、参加・協力してまちづくりに取り組む等、持続可能な地域コミュニティが市内の多くで活動しているまち

● 主な取組

① 自治会町内会への加入を促進します

多様な世代が自治会町内会に関心を抱き、積極的に参加しやすくなるような環境を整えます。

② 市民活動への住民参加を促進します

住民相互の連帯意識の高揚を図るため、地域活動の周知・啓発を行います。

③ 地域コミュニティ活動を支援します

新たな担い手の発掘・育成や、若い世代等の参加促進に向け、地域コミュニティ組織の運営の効率化や負担軽減を図ります。

5-2 協働

○ 目標とするまちの姿

市及び市民活動団体等が共通の目的を実現するため、協議によって、それぞれが果たすべき役割・責任を自覚し、相互に補完し、協力し、相乗効果をあげながら、社会課題や地域課題を解決しているまち

● 主な取組

① 協働事業を行う市民活動団体を支援します

市民活動団体との協働や市民活動団体への委託の受注機会を増やすため、市から受注を受けるための手段や流れ等を周知する等、市民活動団体を支援します。

② 協働事業を評価・検証します

第三者（市民活動推進委員会）も含めた評価・検証のための組織を設立し、協働事業に取り組もうとした経過（プロセス）や取組結果について、評価・検証します。

③ 市職員の意識向上を図ります

政策的観点から、協働の必要性や有用性、協働の実現に向けたマネジメントの理解を深める研修を実施するほか、協働とは何かを学ぶ入門講義と体験研修を実施します。

(イ) 市政基本運営

市政運営は幅広く、そして多岐に渡ります。その中には、法定受託事務のように法律で定められている事務（税・戸籍・住基・選挙等）、基礎自治体として実施しなければならない事務（議会・市民相談等）、市役所という組織を運営するための事務（総務・契約・会計・監査等）等も含まれます。

計画推進の前提として、引き続き、これらの事務に着実に取り組むとともに、計画推進にあたって特に重要な施策について、目標や現状と課題を踏まえた取組等を明らかにします。

5-3 人事

○ 目標とするまちの姿

職員一人ひとりが組織の掲げるミッション・ビジョンを理解して自律的に行動し、自らの力を発揮することで、組織パフォーマンスが向上し、市民満足度が高まっているまち

● 主な取組

① 職員が能力を最大限に発揮できる人事戦略を進めます

多様な行政課題に即応するため、職員がやりがいを持って業務に取り組むことができるよう、時代に応じたサポートを行います。

高度化・複雑化する社会的要請や行政課題に対し、法令や先進事例といった知識を持って、職員が自律的に取り組むことができるよう、能力開発を支援します。

② 新しい働き方に合わせた環境を構築します

雇用形態の多様化や社会事情によって変化した働き方にあわせて、職員が各自のライフステージに応じた働き方ができる環境を構築します。

5-4 広報

○ 目標とするまちの姿

市政情報等を多様な媒体を介して正しく・わかりやすく伝えることにより、市政に対する理解が深まり、市民等の共創の意識が醸成されているまち

● 主な取組

- ① 多様な媒体を活用し、効果的な広報活動を行います

市民等に対して、最新の情報を発信するにあたり、内容や対象者に合わせた適切な媒体を活用した効果的な広報活動を行います。

- ② 「伝わる広報」の仕組みをつくります

市民等が「見た」「読んだ」という情報で終わるのではなく、市の取組への関心を高め、市民等の市政への参画につながる広報を戦略的に行うことができる仕組みをつくります。

- ③ 市内外にわかりやすい情報発信を行います

住む場所・働く場所・学ぶ場所・訪れる場所・関わる場所等として、鎌倉市の選択を希望される市内外の方に向け、魅力や資源をはじめとした鎌倉市の情報を発信します。

5-5 広聴

○ 目標とするまちの姿

市民が様々な手法により、手軽に意見を行政に届けることで、市政への参画を実感しているまち

● 主な取組

- ① 世代や生活スタイルの多様化にあわせた広聴手法を整備します

デジタルツールの導入により、市民が世代や生活スタイルを問わず、行政への提案や要望を負担なく発信し、より市政へ参画できるよう、利便性の高い広聴手法を整えます。

- ② 行政と市民のコミュニケーションが可視化される環境を整備します

市民からの意見や要望を継続的に収集し、行政に寄せられた提案や要望に対する市の対応状況を可視化する仕組みを構築することで、市民がより市政への参画を実感できる環境を整備します。

5-6 財務

○ 目標とするまちの姿

健全かつ計画的な財政運営により、市民ニーズ等に応えるとともに、持続可能な自治体経営を展望しているまち

● 主な取組

① 将来負担に留意した財政運営を行います

行財政改革等によるコスト縮減と自主財源確保の取組をバランスよく進めます。

将来負担に留意した市債活用・基金運用に努め、かつ、さらなる歳入確保策としての寄附金収入の維持・拡大に向け、関係者の共感を得られる施策の実施や周知を行います。

5-7 行政経営

○ 目標とするまちの姿

地域における総合的かつ計画的な行政運営を図り、限られた行政資源を効率的・効果的に運営することで、最小の経費で最大の効果を挙げながら、住民の福祉が増進されているまち

● 主な取組

① 経営的・戦略的に効果のある施策を立案・推進します

これまでにないスピードで変化する社会事情を的確に捉え、時代に即した経営的視点を持ちながら、戦略的に市民ニーズ等に対応するため、成果（アウトカム）等を意識した施策立案や施策の優先順付けを行います。

事業展開や財政状況に合わせた組織をつくり、必要な人員を配置することで、業務手法の見直し等をはじめとした効率的な市役所運営を行います。

② 様々な主体による都市経営を推進します

様々な分野の共通課題について、他自治体や関係者等と連携・協力し、都市経営を推進します。

産官学民連携により、それぞれの強みを活かしながら、都市経営の課題を解決します。

③ 意思決定を効率化し、業務時間を創出します

業務効率化を進め、業務を進める上での意思決定のスピードを上げることで、新たな業務に着手する時間を創出し、職員にしかできないサービスを充実させます。

5-8 ファシリティマネジメント

○ 目標とするまちの姿

市内全体にバランスよく配置された公共施設が総合的かつ計画的に維持管理され、また、インフラ施設に求められる機能や役割がしっかりと果たされることで、公共の福祉の増進に寄与しているまち

● 主な取組

① 精査された施設で適切なサービスを提供します

公共施設の保有量の最適化、施設の最有効活用・長寿命化を検討したうえで、「施設と機能の分離」の視点から精査し、配置した公共施設で、適切なサービスを提供します。

② 持続可能な施設運営体制を構築します

公共施設の日常点検やこまめな保守作業を行うことで、建物を長寿命化させます。不要と考えられる施設については処分を検討する等、安定した財政運営を可能とする公共施設の運営体制を構築します。

③ リスク評価に基づくインフラ施設の維持管理を行います

道路・橋りょう・トンネル、河川・雨水調整池、公園等・緑地、下水道等の施設が、求められる機能や役割を十分に果たせるよう、リスク評価に基づく維持管理を行います。

5-9 ICT

○ 目標とするまちの姿

行政サービスのオンライン化が進み、市役所の手続・業務が効率化されることで、住民の利便性と職員の働きやすさが高まっているまち

● 主な取組

- ① ICT²⁰ツールの活用による業務の効率化・市民の利便性向上に取り組みます
オンライン申請等により市民の利便性を向上させるほか、有効な ICT ツールを導入することで、職員の業務を効率化し、市民等へのよりきめ細やかなサービス提供につなげます。
- ② 利用者一人ひとりに寄り添える効果的なサービスを提供します
どこでも行政手続きができる市役所の実現を目指し、オンラインツールによる各種相談に対応します。
来庁が必要な場合でも、オンライン予約等の仕組みを構築し、窓口での待ち時間を削減する等、窓口利用における利便性向上及び効率化を図ります。
- ③ 働き方改革を支える ICT 環境を整備します
モバイルワーク等の柔軟な働き方を可能とする ICT 環境の整備を進めることで、職員が時間と場所に囚われない働きやすい環境を構築します。

²⁰ コンピュータ、ネットワーク、ソフトウェア、データベース、通信技術（インターネット、電話、テレビ等）を含む多様な技術を利用して、情報の収集、処理、保存、伝送、共有を行うこと。